

# 浦河町特定健康診査等実施計画

## (第2期 平成25年度～平成29年度)

平成25年2月

第1章	特定健診・特定保健指導の実施等	
1	特定健診・特定保健指導の趣旨	2
2	特定健診・特定保健指導の対象となる生活習慣病	2
3	計画の性格	2
4	計画の期間	2
5	目標値の設定	2
6	浦河町国民健康保険の目標値等	3
7	特定健診の実施	3
8	特定保健指導の実施	4
第2章	特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存	
1	特定健診・特定保健指導のデータの形式	6
2	特定健診・特定保健指導の記録の管理・保存期間について	6
3	被保険者への結果通知	6
4	個人情報保護対策	6
第3章	結果の報告（法定報告）	7
第4章	特定健康診査等実施計画の公表・周知	7
第5章	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	7
第6章	その他	7

## 第1章 特定健診・特定保健指導の実施等

### 1 特定健診・特定保健指導の趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、糖尿病等の生活習慣病に着目した健診及び保健指導(以下それぞれ「特定健診」、「特定保健指導」という。)を行うこととする。

### 2 特定健診・特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健診とは、「糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査」(法第18条第1項)をいい、特定保健指導とは、「特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定める者が行う保健指導」(法第18条第1項)のことをいい、具体的にはメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群を対象とする。

### 3 計画の性格

この計画は、国の特定健康診査等基本指針(法18条第1項)に基づき、浦河町国民健康保険が策定する計画であり、北海道医療費適正化計画と十分な整合性を図るものとする。

### 4 計画の期間

この計画は、5年を一期とし、第2期は平成25年度から平成29年度とし、5年ごとに見直しを行う。

### 5 目標値の設定

特定健診等の実施及び成果に係る目標値を設定し、その達成に向けた取り組みを強化する。

- 特定健診の受診率
- 特定保健指導の実施率
- 目標設定時と比べたメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率

## 6 浦河町国民健康保険の目標値等

		25年度 (初年度)	26年度 (2年度目)	27年度 (3年度目)	28年度 (4年度目)	29年度 (最終年度)
特定健診 の受診率	受診率	25.0 %	35.0 %	45.0 %	55.0 %	60.0 %
	対象者数	2,600 人	2,550 人	2,500 人	2,450 人	2,400 人
	受診予定者数	650 人	893 人	1,125 人	1,348 人	1,440 人
特定保健 指導の実 施率	実施率	60.0 %	60.0 %	60.0 %	60.0 %	60.0 %
	対象者数	91 人	125 人	158 人	189 人	202 人
	実施予定者数	55 人	75 人	95 人	113 人	121 人
メタボリックシンド ロームの該当者・予備 群の減少率						25.0 %

※特定健診対象者数は、過去5年の国保被保険者数の減少率2%で算定

※特定保健指導対象者数は、平成23年度特定健診受診者数に対する比率14%で算定

## 7 特定健診の実施

保険者事務の効率化を図り、被保険者が受診しやすい健診体制を構築する。

### (1) 実施形態

- ①集団健診（地域巡回も含む）
- ②個別健診
- ③生活習慣病等で通院されている方の病院からの情報提供
- ④職場の健康診断からの健診結果の提出

### (2) 実施場所

集団健診は、浦河町役場（地域巡回は町内一円）とする。  
個別健診は、契約をしている健診実施機関とする。

### (3) 実施期間

毎年4月から翌年3月までの1年間とする。

### (4) 委託基準等

特定健診は、健診実施機関への業務委託により実施し、契約は個別契約とする。

法28条及びこれに基づく特定健康診査・特定保健指導の実施に関する基準を満たす適切な医療機関を選定する。

(5) 健診委託単価、自己負担額  
予算の範囲内とする。

(6) 受診券  
特定健診の受診券を発行する。様式は別に定める。

(7) 健診の案内方法  
健診受診率向上につながるよう、各機会を通して案内する。

- ① 広報誌に掲載
- ② 受診券の送付により案内
- ③ 未受診者に対し郵送により案内
- ④ 訪問を通して健診の案内

(8) 代行機関の利用  
データ管理等の業務については、北海道国民健康保険団体連合会等の代行機関に委託し実施する。

(9) 病院等からの情報提供等のデータの収集方法

- ①生活習慣病等で通院されている方の病院等からの情報提供  
特定健診に相当する検査を受け、その結果を証明する書面等の提出があった場合は、法20条に基づきデータを受領する。
- ②職場の健康診断からの健診結果の提出  
被保険者が労働安全衛生法に基づく事業者健診等を受診している場合は、法第27条に基づきデータを受領する。

(10) 年間スケジュール

年度当初	・ 受診券の発送等
年度後半	・ 未受診者に対する受診勧奨通知の発送 ・ 前年度の実施結果の検証や評価 ・ 翌年度の事業計画の検討 ・ 次年度の委託契約の設定準備、予算組等

## 8 特定保健指導の実施

(1) 健診から保健指導の流れ

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣病を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として実施する。

## (2) 健診の内容

- 糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するための健診項目とする。
- 質問項目は、①生活習慣病のリスクを評価するためのものであること。②保健指導の階層化と健診結果を通知する際の「情報提供」の内容を決定する際に活用するものであるという考え方に基づくものとする。

### 【具体的な健診項目】

#### ① 基本的な健診項目

標準的な質問票（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）、自覚症状及び他覚症状の検査、身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）、血圧（収縮期血圧、拡張期血圧）血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）、肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）、血糖検査（空腹時血糖、ヘモグロビンA1c）、尿検査（糖、蛋白）

#### ② 詳細な健診の項目

貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）、心電図検査、眼底検査のうち、医師の判断による追加項目

#### ③ 保険者独自の追加健診の項目

尿酸、クレアチニン、総コレステロール、アルブミン（65歳以上74歳）

## (3) 保健指導対象者（階層化）

腹囲	追加リスク ①血糖 ②脂質 ③血圧	④喫煙歴	対象	
			40-64歳	65-74歳
$\geq 85$ cm (男性) $\geq 90$ cm (女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI $\geq 25$	3つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ以上該当	あり なし		
	1つ該当	/		

①血糖（空腹時血糖 100 mg/dℓ以上、又はHbA1c5. 2%以上）

②脂質（中性脂肪 150 mg/dℓ以上、又はHDLコレステロール 40 mg/dℓ未満）

③血圧（収縮期 130 mmHg以上、又は拡張期 85 mmHg以上）

## (4) 特定保健指導の内容

### ア 動機付け支援

- ・対象者：生活習慣病の改善が必要で、改善の意思決定の支援を必要とする者
- ・支援期間・頻度：原則1回（面接）の支援

- ・内容：医師や保健師、管理栄養士の指導のもと、対象者自らが生活習慣改善のための行動計画を策定。6ヶ月経過後に指導者が評価を行う。

#### イ 積極的支援

- ・対象者：生活習慣の改善が必要で、継続的で決め細やかな支援を必要とする者
- ・支援期間・頻度：3ヶ月以上継続的に支援
- ・内容：策定した行動計画を対象者が自主的かつ継続的に行えるよう、指導者が定期的・継続的に面談や電話などで支援し、6ヶ月経過後に実績の評価を行う。

### (5) 保健指導実施者の人材確保と資質向上

専門職としての資質の向上を図るため、健診・保健指導プログラムの研修等に積極的に参加する。

医療保険者による生活習慣病対策、予防重視の基本的な考えのもと、必要な保健指導に必要な保健師・栄養士の配置、在宅の専門職の活用、アウトソーシングの活用を進める。

## 第2章 特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存

### 1 特定健診・特定保健指導のデータの形式

国が示した電子的標準様式により、電子データでの送受信を原則とする。

### 2 特定健診・特定保健指導の記録の管理・保存期間について

保存期間5年（加入者でなくなった場合は、翌年度末まで）とする。

### 3 被保険者への結果通知

わかりやすい結果通知にすることに努める。

### 4 個人情報保護対策

個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン並びに浦河町個人情報保護条例に基づき、特定健診や保健指導の記録の取扱い及び外部委託にあたり、個人情報保護の観点から適切な対応を行う。

### 第3章 結果の報告（法定報告）

法第142条の規定に基づき、年1回社会保険診療報酬支払基金に対して報告する。

### 第4章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

#### （1）公表・周知の方法

この計画又は趣旨の周知は、法第19条3に基づき、町のホームページ及び広報誌に掲載し、広く町民の皆さんに周知する。

#### （2）特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発方法

特定健診・特定保健指導の受診率等の向上を図るため、町のホームページ及び広報誌に掲載し啓発するほか、自治会等を通じて受診勧奨を行う。

### 第5章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

毎年度、事業目標に係る達成状況の確認を行うとともに、実施体制、周知方法、保健指導方法など細部にわたっての評価と検証を行い、実施方法等を見直し、より効果の得られる事業となるよう進めていくこととする。

### 第6章 その他

#### （1）がん検診との合同実施

集団健診の際に特定健診に併せて実施する「がん検診等」と合同で実施することにより、町民の視点に立った効率的な健診事業を行う。

#### （2）後期高齢者の特定健診

受診券を発行し、原則、個別健診で実施する。

#### （3）生活機能評価との共同実施

介護保険法に基づく生活機能評価の対象者は、特定健診と共同で実施する。